

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）

改正案	現行
<p>（投資法人設立届出書の添付書類） 第百八条（略）</p> <p>2 法第六十九条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一 設立企画人（法人である場合には、その法人の役員及び設立企画人としての職務を行う使用人。次号及び第四号において同じ。）及び設立時執行役員（法第六十九条第一項に規定する設立時執行役員をいう。以下同じ。）の候補者の住民票の抄本（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。第二百十五号第四号において同じ。）の写し、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。第二百十五号第四号において同じ。）の写し又は住民票の抄本）若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書面</p> <p>一の二 設立企画人及び設立時執行役員の候補者の婚姻前の氏名を</p>	<p>（投資法人設立届出書の添付書類） 第百八条（略）</p> <p>2 法第六十九条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一 設立企画人（法人である場合には、その法人の役員及び設立企画人としての職務を行う使用人。第四号において同じ。）及び設立時執行役員（法第六十九条第一項に規定する設立時執行役員をいう。以下同じ。）の候補者の住民票の抄本（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。第二百十五号第四号において同じ。）の写し、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。第二百十五号第四号において同じ。）の写し又は住民票の抄本）若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書面</p> <p>（新設）</p>

当該設立企画人及び設立時執行役員候補者の氏名に併せて前条の投資法人設立届出書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該設立企画人及び設立時執行役員候補者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

二〇七 (略)

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第二百五十五条 法第八十八條第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一〇四 (略)

四の二 執行役員及び監督役員婚姻前の氏名を当該執行役員及び監督役員の氏名に併せて法第八十八條第一項の登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該執行役員及び監督役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五〇四 (略)

(登録事項変更の届出)

第二百十九条 登録投資法人は、法第九十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十六号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に

二〇七 (略)

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第二百五十五条 法第八十八條第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一〇四 (略)

(新設)

五〇四 (略)

(登録事項変更の届出)

第二百十九条 登録投資法人は、法第九十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十六号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に

ければならない。

一・二 (略)

三 執行役員又は監督役員に変更があつた場合 新たに執行役員又は監督役員となつた者に係る次に掲げる書面

イ 第二百十五條第四号及び第五号から第八号までに掲げる書面

ロ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第十六号により作成した変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書面(第二百十五條第四号に掲げる書面に限る。)が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四〇六 (略)

ければならない。

一・二 (略)

三 執行役員又は監督役員に変更があつた場合 新たに執行役員又は監督役員となつた者に係る第二百十五條第四号から第八号までに掲げる書面

(新設)

(新設)

四〇六 (略)

改正案	現行
<p>別紙様式第2号（第107条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p><u>（記載上の注意）</u></p> <p><u>1. 婚姻により氏を改めた設立企画人及び設立時執行役員の候補者においては、婚姻前の氏名を（ ）書きで氏名に併せて記載することができる。</u></p> <p><u>2. オープン・エンド型とは、投資主の請求により投資口の払戻しをするものをいい、クローズド・エンド型とは、投資主の請求により投資口の払戻しをしないものをいう。</u></p>	<p>別紙様式第2号（第107条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p><u>（記載上の注意）</u></p> <p><u>オープン・エンド型とは、投資主の請求により投資口の払戻しをするものをいい、クローズド・エンド型とは、投資主の請求により投資口の払戻しをしないものをいう。</u></p>

改正案	現行
<p>別紙様式第9号（第213条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第4面）</p> <p>3. 執行役員、監督役員及び会計監査人</p> <p>(1) 執行役員及び監督役員 （表略）</p> <p>(2) 会計監査人 （表略） （記載上の注意）</p> <p>1. （略）</p> <p><u>2. 婚姻により氏を改めた執行役員、監督役員及び会計監査人においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p><u>3. 執行役員、監督役員及び会計監査人について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。</u></p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第9号（第213条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第4面）</p> <p>3. 執行役員、監督役員及び会計監査人</p> <p>(1) 執行役員及び監督役員 （表略）</p> <p>(2) 会計監査人 （表略） （記載上の注意）</p> <p>1. （略） （新設）</p> <p><u>2. 執行役員、監督役員及び会計監査人について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。</u></p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>